

処分庁 滋賀県

処分等の種類		免許取消
事実発生年月日		－
事実探知の動機		情報提供
聴聞年月日		－
処分等年月日		令和８年８月21日
適用条項又は該当条項		法第67条第１項
処分等の根拠条項		法第67条第１項
被処分者	商号又は名称	株式会社たぬきホーム
	代表者	長尾 一志
	免許番号及び 免許年月日	滋賀県知事（１）第3873号 令和４年６月24日
	主たる事務所の所在地	近江八幡市中小森町327番地７
処分等の理由 被処分者の事務所の所在地が確知できないことから、宅地建物取引業法第67条第１項の規定に基づき、令和８年６月16日付け滋賀県公報でその旨を公告したが、30日を経過しても申出がなかったため。		
原因者	・ 業者個人または法人である業者の代表者（宅建士資格 あり／なし） ・ 代表者以外の役員または政令使用人（宅建士資格 あり／なし） ・ 一般セールスマン（宅建士資格 あり／なし）	